

## 鳥取県告示第 791 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンターシルバー倉吉	倉吉市福庭町二丁目145	訪問介護	平成 19 年 7 月 12 日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンターシルバー倉吉	倉吉市福庭町二丁目145	介護予防訪問介護	平成 19 年 7 月 12 日
医療法人鳥取愛心会	倉吉市関金町関金宿2710-1	医療法人鳥取愛心会通所介護関金クリニック	倉吉市関金町関金宿2710-1	介護予防通所介護	平成 19 年 8 月 1 日